## 奈良県告示第三百十三号

覧に供する。 写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項 の規定により、 十条第一項の規定に基づき、葛城市から大和都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二 奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局県土利用政策課において縦

令和七年十一月二十八日

奈良県知事 山 下 真